

生物多様性条約 COP15が描く 2030年までの7年



2022年12月に開催された生物多様性条約COP15において、2030年までの国際的な生物多様性目標（昆明・モントリオール生物多様性枠組）が採択されました。今後、生物多様性を毀損する活動に関する規制の強化や、生物多様性を保全する活動に対する事業機会やインセンティブが増加する等、さまざまな形で生物多様性の回復に向けた事業環境の変化が予想されます。

1992年に採択された国連生物多様性条約（Convention on Biodiversity, CBD）は、15回目の締約国会議であるCOP15を迎えました。COP15では生物多様性に関する2030年までの世界的な行動目標が議論されたことから、定期的で開催される締約国会議（COP）の中でも節目となるイベントとして、世界的に高い注目を集めました。生物多様性の損失を止めて回復軌道に乗せるために、気候変動に関するパリ協定が採択された時のような瞬間（Paris moment）を期待する声も挙がっていました。

COP15で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」（GBF）

本COP15は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により2部制に分けて実施されました。第1部として、中国・昆明の主催で開催されたオンライン会議（2021年10月）や各国で実施されたワーキンググループ活動における議論を経て、2022年12月、カナダ・モントリオールにおいて第2部の開催を迎えました。12日間にわたって条約加盟国による活発な議論が行われ、合意の締め切り直前であった19日の午前3時30分、2030年までの目標を定めた「昆明・モントリオール生物多様性枠組（Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework、以下「GBF」）が採択されました。

GBFは階層構造になっており、最上位の概念である2050年ビジョン「自然と共生する世界（Living harmony with nature）」と4つの2050年ゴール、その達成に向けた2030年ミッション「生物多様性の損失を止め反転させ回復軌道に乗せるための緊急な行動をとる」、そして具体的な数値も含む23の2030年ターゲットが含まれます。

GBF自体に法的拘束力はないものの、各加盟国はGBFに合わせた国家戦略と行動計画を策定し、進捗状況の把握のために5年以内の期間ごとに国別報告書を提出することになります。日本においても新しい枠組みの下での次期生物多様性国家戦略が2023年3月に閣議決定される予定であり、その内容についてはGBFとの整合が図られることが考えられます。GBFはこうした国家戦略への組み込みや資本市場の変化を通して、関連法規制の強化や新たなビジネス機会の拡大、

投資家による要請の変化等、あらゆる形で企業の活動の制約条件や推進力になっていくことが想定されます。

本稿では、23の2030年ターゲットを分類する3つのターゲット・カテゴリー*ごとに、その目標の概要と、それらが企業活動に及ぼす影響について考察します。

*GBFの正式な呼称ではなく、本稿において便宜的に「ターゲット・カテゴリー」と呼称する。また、下記「各ターゲットの要約」に記載のターゲット名およびその内容はKPMGにて作成。

ターゲット・カテゴリー1：生物多様性への脅威の低減

生物多様性に対する脅威は、①土地や海域の利用と改変、②直接的な生物資源の利用、③侵略的外来種、④化学物質やプラスチック等による汚染、⑤気候変動の5つと言われています。ターゲット・カテゴリー1は、それぞれの脅威を低減させることで、生物多様性を回復の道筋に載せることを目指しています。

各ターゲットの要約

1. **空間利用の計画と管理**：すべての地域を、生物多様性に配慮した空間計画・管理プロセスの下に置く
2. **生態系再生**：劣化した生態系の30%を効果的に再生
3. **生態系保全**：陸域、淡水域、海域の重要地域を中心に30%保全（30 by 30）
4. **種の回復と保全**：野生生物と人間との干渉回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動
5. **持続可能な野生生物の利用、採取、取引**：持続可能、安全、合法な方法により、過剰利用や病原体のスピルオーバーのリスクを低減
6. **侵略的外来種の減少**：侵略的外来種の新規導入および定着を50%削減する等
7. **汚染防止**：環境中への栄養分の流出を1/2に、農薬および有害化学物質リスクを1/2に、プラスチック汚染を防止
8. **気候変動による影響の最小化**：自然や生態系を活用して気候変動への緩和と適応、防災・減災に取り組む

陸域、淡水域、海域の保全を目指すターゲット3（生態系保全）は「30 by 30」としてCOP15において最も注目を集めた目標の1つです。モンテリオールにおけるGBFの合意に先駆けて、多数の国々が、Leader's Pledge for NatureやHigh Ambition Coalition for Nature and Peopleといったイニシアティブを通して、30 by 30へのコミットメントを発信していました。日本もこうしたイニシアティブに賛同し、すでに、環境省が主導して民間の所有地をOECM（国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域）に認定する枠組みづくりが始動しています。2023年1月に行われた第2回「OECMの設定・管理の推進に関する検討会」および第3回「30 by 30に係る経済的インセンティブ等検討会」においては、OECMとなり得る土地を保有する”管理者”側への経済的インセンティブと、技術やノウハウを活かして他の主体が保有する土地の保全活動を行う”支援者”側へのインセンティブを設定することが検討され、森林等を資産として保有する企業以外にも、30 by 30という国際的目標に貢献できる領域が広がってきました。



ターゲット7（汚染防止）には、環境中への栄養分の流出を2分の1に、農薬および有害化学物質リスクを2分の1にするという数値目標が含まれています。農業セクターに目を向けると、欧州では本ターゲットと整合する内容が「農場から食卓へ戦略（A Farm to Fork Strategy）」に既に組み込まれており、他国においても農薬や化学肥料等に対する規制が強化されるとともに、環境負荷の低い生産方法・製品への移行が進んでいく可能性があります。環境省の「みどりの食料システム戦略」においては、2030年に向けて化学肥料使用量を20%削減、化学農薬使用量を10%削減という目標設定を行っていますが、国際的な目標にどう整合させていくのか、十分に注視していく必要があるでしょう。

ターゲット・カテゴリー2：持続可能な利用および利益分配による人々のニーズを満たすこと

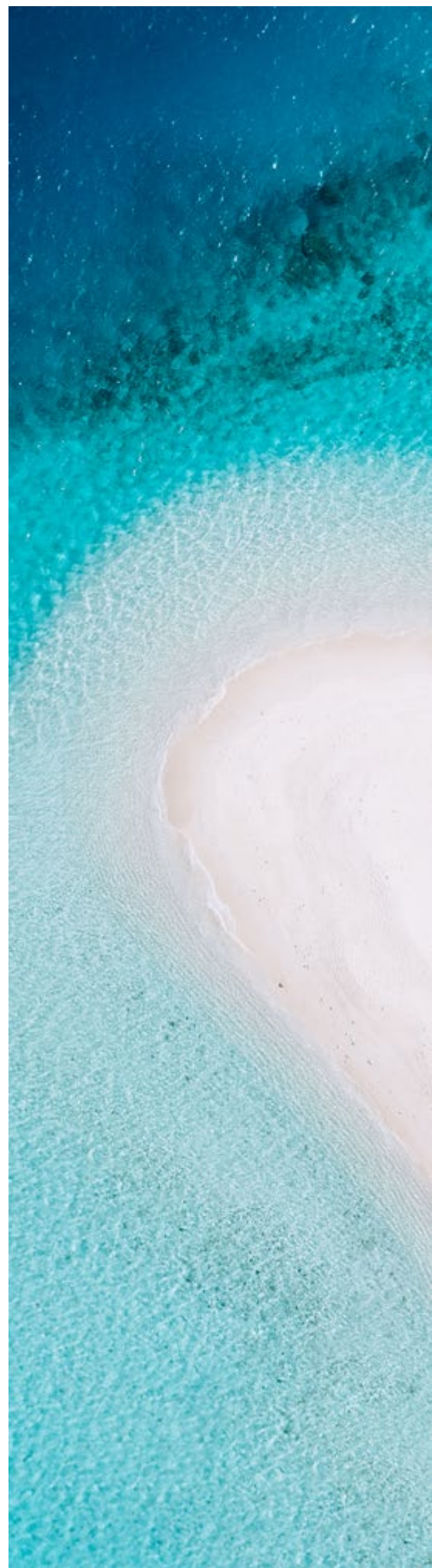
自然資本は農業や養殖、漁業、林業といった第1次産業を中心に、生産活動に必要な原材料を提供しています。その他にも生物由来の遺伝資源が医薬品開発や作物の品種改良等に活用される、あるいは自然の構造物によって災害の影響が緩和される等、自然資本によりさまざまな人間活動への恩恵を与えられています。ターゲット・カテゴリー2では、こうした恩恵（生態系サービス）を持続可能な形で利用し、得られた利益を衡平に分配することを目指すターゲットが設定されています。

各ターゲットの要約

9. **脆弱な人々への恩恵の確保**：脆弱な状況にある人々や生物多様性に最も依存している人々等に、社会的、経済的、環境的な恩恵を与える
10. **持続可能な生産**：農業、養殖業、漁業、林業が営まれる地域を持続的に管理し、生産性や食糧安全保障等を向上
11. **生態系の調整サービスの促進**：大気・水・気候の調節、花粉媒介、自然災害からの保護等の自然からのサービスを回復・維持・強化
12. **都市における生物多様性**：都市部や人口密集地域の緑地空間や親水空間を増加・改善し、都市計画において生物多様性に配慮
13. **遺伝資源へのアクセスと利益分配**：デジタル配列情報や伝統的知識も含む遺伝資源からのアクセス推進、分配される利益の増加

ターゲット10（持続可能な生産）は生物資源を直接利用する農業、養殖業、漁業、林業という4つの産業に言及し、生物多様性に配慮しつつ、強靱で効率性の高い生産システムを実現することを目指しています。このターゲットに整合するために、持続可能な形で農業の集約化や有機栽培、森林における家畜の放牧（シルボパスチャー）等、生産方法のイノベーションが進んでいく可能性があります。

ターゲット13（遺伝資源へのアクセスと利益分配）も、COP15において注目を集めた目標の1つです。名古屋議定書が対象とした遺伝資源とそれに関連する伝統的知識に加えて、遺伝資源から派生するデジタルの塩基配列情報（DSI）の取扱いについて議論が行われました。結果として、DSIについても、アクセスする際の事前の同意（PIC）や利用から得た利益を公正かつ衡平に分配するための制度が検討されることとなりました。そのメカニズムについては、2024年にトルコで開催されるCOP16において議論が行われます。さらに、本ターゲットでは遺伝資源に関して分配される利益の大幅な増加を目指しており、遺伝資源の提供側と利用側がwin-winとなる状態を目指して、金銭的または非金銭的な利益分配が一層推進されていくかもしれません。



ターゲット・カテゴリー3：実施のためのツールと解決策および主流化

愛知目標の未達成を受けて、GBFにおいては確実な目標達成のためのメカニズムの整備が1つの課題となっていました。特に、生物多様性目標を達成するためには追加的に年間7,000億が必要と言われており、大きな資金ギャップが存在すると言われています。ターゲット・カテゴリー3においては、こうしたギャップ縮小のための資源動員も含め、先進国と開発途上国、ビジネスと金融を含むあらゆるプレイヤーが足並みを揃えて生物多様性の主流化に取り組み、GBFの達成を確実にするための目標が設定されています。

各ターゲットの要約

14. **あらゆるプレイヤーの統合的参加**：公的な活動、民間の活動、財政および資金フローを生物多様性枠組みに整合させる
15. **ビジネスと金融における生物多様性リスクの低減**：ビジネスが負の影響を低減し、生物多様性への依存および影響等を評価・報告・対処することを確実にする
16. **消費フットプリントの削減**：食料廃棄を1/2減、過剰消費の大幅削減、廃棄物の発生的大幅削減
17. **バイオセーフティの強化**：バイオセーフティ措置、バイオテクノロジーの取扱いと利益配分の措置の確立等
18. **有害なインセンティブの削減**：有害なインセンティブを特定し年間5,000億ドル分削減、有益なインセンティブを拡大
19. **資源動員**：国家戦略および行動計画を実施するためにすべての財源からの資金を年2,000億ドルまで動員
20. **キャパシティ・ビルディング**：途上国への技術移転、イノベーション、科学技術協力等
21. **データ、情報、知識の活用**：意思決定者、実務者、一般の人々が重要な情報にアクセスし、普及啓発、教育等を強化
22. **IPLCs等の権利尊重**：先住民や地域社会（IPLCs）、女性、子供および青年、障がい者等による意思決定への参加と権利尊重
23. **ジェンダー平等の確保**：すべての女性と女子が生物多様性に関する意思決定へ参加する機会と能力を獲得する

ターゲット18（有害なインセンティブの削減）においては、生物多様性に有害な補助金等を年間5,000億ドル削減するという、具体的な金額を含む目標が設定されています。有害な補助金制度を特定したうえで見直しを行うことが各国政府には求められます。一方で、ターゲット19（資源動員）は、官民を問わずあらゆる資金源から年間2,000億ドルを生物多様性の回復に振り向けることを目指しており、民間セクターに対してもインパクトファンド等による生物多様性への投資を奨励すると言及されています。生物多様性に負の影響を及ぼすビジネスに向けられていた資金が生物多様性の回復に貢献するビジネスへと移行した場合、前者の企業にとっては資金調達リスク、後者の企業にとっては機会となるでしょう。



2030年ターゲットの中で、企業や金融機関から最も注目を集めたのはターゲット15（ビジネスと金融における生物多様性リスクの低減）です。特に、「企業による生物多様性開示の義務化」を目標に織り込むのかという点が多く企業の関心事でした。結論として、「義務化」の文言を目標に織り込むことは見送りになったものの、企業が生物多様性リスクや依存・影響をモニタリングし、評価し、開示することを確実にするために「法律上、行政上、または政策上の措置を講ずる」ことが目標に盛り込まれており、政策関係者が開示を促す仕組みづくりが求められる建付けになっています。

日本国内においては、有価証券報告書におけるサステナビリティ開示の検討が進んでいますが、自然資本と生物多様性がいつ、どのように制度開示に統合されていくのか、現時点では明らかにされていません。しかしながら、気候変動問題との深い繋がりを含む自然の価値が再認識されはじめ、さまざまな資金が生物多様性の回復に向かい始めると、生物多様性に関する情報開示を求めるステークホルダーからの要請は自ずと高まってくると考えられます。この動きはTNFD（自然関連情報開示タスクフォース）や、ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）といったさまざまなイニシアティブによる開示フレームワークの開発が進むにしたがって、さらに強まっていくでしょう。

KPMGは専門家の知見を活かした生物多様性・自然資本関連支援を行っています。支援サービスに関しては、「[生物多様性に関する課題対応支援](#)」をご覧ください。



KPMGあずさサステナビリティ
シニアコンサルタント
伊藤 杏奈

KPMGサステナブルバリュー サービス・ジャパン

sustainable-value@jp.kpmg.com

KPMGサステナブルバリューサービス・ジャパンは、持続可能な社会の実現に貢献し、企業の中長期的な価値向上の実現につながる施策や取り組みを多方面かつ包括的に支援するためにKPMGジャパン内に組成された組織であり、あずさ監査法人、KPMGあずさサステナビリティ、KPMGコンサルティング、KPMG FASのプロフェッショナルで構成されています。

本リーフレットで紹介するサービスは、公認会計士法、独立性規則及び利益相反等の観点から、提供できる企業や提供できる業務の範囲等に一定の制限がかかる場合があります。詳しくは有限責任 あずさ監査法人までお問い合わせください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 23-1011

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.